

2007年4月5日

日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会での意見陳述レジュメ

地方公務員 松繁 美和

はじめに

私は、高知県本山町職員として採用されて30年目を迎えます。この間、日本国憲法を尊重し、擁護することの誓いのもとに、全体の奉仕者として、地域住民のいのちや暮らしを守る仕事をしてきました。その立場から、憲法を変えるための手続き法案の動向や審議の仕方にきわめて重大な関心と危惧を持っています。

また、私は自治体労働組合の役員として、憲法問題で自治体首長との懇談や議会への要請をおこないません。そうした立場から、意見を述べます。

1. 現在提案されている「国民投票法案」には反対です

憲法が求める国民投票法制は、憲法をより豊かにしたいという国民の中から湧き上がる思いの中から作られるものです。しかしこの法案は次に述べるように「改憲」を行いやすくして、「憲法第9条」を変えるという意図が感じられます。高知県では、6自治体議会が「法案の廃案」や「慎重審議」を求める意見書を採択しています。決議では「自民党の新憲法草案決定、民主党の憲法提言発表に見られるように、日本国憲法第9条を改定して、日本をアメリカとともに海外で『戦争する国』に変えることと一体」との率直な思いが語られています。

同時に法案があまりにも、性急に成立させられようとしていることに危惧を持っています。すべての公務員は国民に対して説明し、合意を得る努力をすべきです。

2. 法案にも多くの問題点があります

サービスの宣誓をした公務員・教育者にこそ、自由闊達な意見表明を認めるべきです。

- ・国民投票運動は、主権者として国民だれもが自由におこなわれるべきです。
- ・「地位利用」という規定は極めて曖昧です。恣意的に判断される危険性が高く、国民投票運動全体に萎縮効果をもたらすので削除すべきです。
- ・自由な意見表明ができてこそ、全体の奉仕者としての仕事ができるのです。最低投票率の定めがなく、憲法の改定が少数の賛成で行われるおそれがあります。資金力を持つものが自由に有利に宣伝できます。
- ・有料広告は、国民全体に平等に保障されているように見せているが、そうありません。

3. 広く国民の声を聞いて欲しい。憲法改正を願う国民は少数です

高知県では9条の会が45出来ています。また憲法改悪に反対の住民署名が有権者過半数に達した自治体が2自治体あります。

懇談した首長の多くが、「今、なぜ憲法を変える必要があるのか疑問である」「日本国憲法は世界に誇るべき平和憲法であり、むしろ広げるべきだ」とこたえています。またある首長は、「じっくりと過去を振り返りかえり慎重な対処をして欲しい」と改憲を急ぐ流れに心配するメッセージを寄せています。

公聴会での意見を審議に反映してほしい。私たち地方公務員は住民の納得と合意で仕事を進めてきました。今の国民の声は拙速な法案の成立には反対です。法案は一旦廃案にして出直すべきです。